

## 国民健康被保険者は高額療養費の申請方法が簡単に

ひと月の医療費が所得区分に応じて決められた限度額を超えた場合、その差額分の金額が高額療養費として支給されます。これまで高額療養費に該当する度に申請手続きが必要でしたが、4月以降の申請分から希望する人は随時口座登録を行い、それ以降は自動振り込みが可能となります。

**自動振り込みの登録方法** 高額療養費の申請を行う際に、口座情報を申請書に記入し、地域医療連携課へ提出してください。一度口座を登録すると、2回目以降は申請手続きが不要となります。(最初の申請は今まで通りの申請手続きとなります)

振込日前には高額療養費支給決定通知書を送付します。

**自動振り込みの対象外** 次の場合は自動振り込みの対象となりませんが、高額療養費に該当した場合は申請書を送付しますので申請してください。

①口座解約などで指定された金融機関の口座へ振り込みができなかった場合

②国民健康保険税の滞納がある場合

③転出、死亡、世帯分離などによる異動があった場合

### 注意事項

①75歳到達、またはその他の理由により後期高齢者医療制度に移行した場合には、別途、高額療養費支給申請書の提出が必要です。自動移行はされませんのでご注意ください。

②交通事故などの第三者行為、医療費の窓口負担額の未払いの場合は、地域医療連携課までお知らせください。

③自動振り込みを停止したい場合は、地域医療連携課へご連絡ください。

問 地域医療連携課 ☎ 21・0258



## 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を拡充しました

**対象** 公共下水道などの整備されていない区域で住宅(共同住宅を含む)に設置する人(下水道が使える地域以外の家庭が対象)

※設置工事着手後や完了後の申請は補助対象になりません。詳しくはお問い合わせください。

	助成対象	助成金額
新たな合併処理浄化槽設置に要する費用	5人槽	33万2000円
	7人槽	41万4000円
	10人槽～	54万8000円～
合併処理浄化槽設置に伴い追加で要する費用	【拡充】単独処理浄化槽撤去	12万円(上限額)
	【新設】くみ取り槽撤去	9万円(上限額)
	【新設】単独処理浄化槽の雨水貯留槽などへの再利用	9万円(上限額)
	【新設】単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事	30万円(上限額)

問 上下水道課 ☎ 21・0244